

令和8年度「青少年の体験活動推進企業表彰」募集要項

1. 目的

社会貢献活動の一環として青少年の体験活動に関する優れた取組を行っている企業を表彰し、全国に広く紹介することにより、青少年の体験活動の推進を図ることを目的とする。

2. 対象となる取組の主体と内容

以下の条件を満たす取組を実施する企業が表彰の対象となる。

- (1) 主 体：日本国内に拠点を有する企業（会社法上の会社、保険業法に基づく相互会社、信用金庫法、労働金庫法その他の法令に基づく協同組織形態の事業者等、経済活動を継続して実施する法人格を有した組織）
- (2) 内 容：①上記（1）の企業が社会貢献活動の一環として実施した、青少年（おおむね18歳以下）を主な対象とする体験活動。ただし、過去に文部科学大臣賞を受賞した取組又は文部科学大臣賞を受賞した取組と継続性がある取組、及び当該期間に国から直接委託を受けて実施した取組、並びに企業が本来業務として実施する営利活動における取組は対象外とする。
②令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施されたもの。

【参考】

「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職業体験活動、インターンシップである。

（出所）中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成25年1月）

3. 表彰について

審査委員会による審査を行い、以下の賞を授与する。

- (1) 文部科学大臣賞
特に優れた企業（大企業部門：1件、中小企業部門：1件）に対して授与する。
- (2) 優秀賞
優れた企業に対して授与する。
- (3) 特別賞
 - 特別賞（スペシャルニーズ賞）
上記「2. 対象となる取組の主体と内容」の条件を満たす活動であって、特別な支援や配慮を要する青少年（障害・不登校・特異な才能・日本語指導等）のための取組や、特別な支援や配慮について理解を深めるための取組のうち顕著な取組に対して授与する。
 - 特別賞（連携賞）

上記「2. 対象となる取組の主体と内容」の条件を満たす活動であって、青少年教育団体等と企画段階から密に連携して行った取組のうち顕著な取組に対して授与する。

(4) 奨励賞

青少年の体験活動の推進に大きく寄与することが期待される取組を行った企業に対して授与する。

4. 審査方法

1次審査において書面による審査を行い、最終審査に進む上位10件、並びに特別賞及び奨励賞を決定する。

最終審査において企業によるプレゼンテーション審査を行い、文部科学大臣賞及び優秀賞を決定する。

表彰式では、全ての受賞企業に賞状を授与する。

【特別賞エントリー・審査方法】

応募様式の「12. 特別賞へのエントリー希望」において、希望の有無及び希望する特別賞の種類を選択し、同様式「13. 特別賞に関する取組」に取組の内容を記載。

特別賞へのエントリーを希望した企業のみ、応募様式13. の記載内容について審査を行う。

5. スケジュール

応募受付開始	令和8年9月18日（金）
応募受付締切	令和8年11月11日（水）12:00まで
1次審査結果通知	令和8年12月中旬
最終審査・表彰式	令和9年1月15日（金）

【会場：国立オリンピック記念青少年総合センター】

6. 応募提出書類

(1) 応募様式（別添1参照）

- ・応募様式は1事業あたり、応募様式6ページ以内、A4サイズ（フォントサイズ：10.5ポイント）で記入例を参考に作成する。
- ・Excelにて提出。

(2) 取組の概要がわかるPR資料（別添2参照）

- ・A4サイズ、1ページ以内とする。
- ・フォントサイズは10.5ポイント以上とする。
- ・赤字を削除し、PDFにて提出。

7. 応募方法

上記6. の応募提出書類を、下記宛先まで送付。

募集期間：令和8年9月18日（金）～令和8年11月11日（水）12:00まで

提出方法：文部科学省の格納用フォルダ

大企業>

<https://mext.ent.box.com/f/51cba04f3fbb48a9b55112394c297263>

中小企業＞

<https://mext.ent.box.com/f/6fbc2db998e245ca9d26955841dce530>

1 件ごとにzip形式にまとめて応募様式を格納すること

zipファイル名は提出日(8桁)_ (企業種別) _企業名

例： 20261001_ (中小企業) _企業名.zip

2 件以上応募の場合、件名にて件数を明記すること。

例： 20261010_ (大企業) _企業名【1／2 件目】.zip

20261010_ (大企業) _企業名【2／2 件目】.zip

※提出した応募様式の差替えがないように書類をご確認ください。

※zipファイルにはパスワード設定を行わないでください。

8. 注意事項

- ・本件の運営支援業務を、請負業者へ依頼する予定にしている。そのため、請負業者から企業へ連絡を行うことがある。
- ・複数の応募及び複数企業の連名によるエントリーも可能とする。
- ・審査に関する問い合わせは受け付けない。
- ・企業名や活動内容を、新聞、雑誌、インターネット等で公表する場合がある。また、マスコミからの取材に協力を依頼する場合がある。
- ・応募受付後、事例集作成における協力(写真・ロゴマークの提供、原稿の確認等)を依頼予定。

9. その他

受賞企業には受賞ロゴを配布する。受賞ロゴは、受賞企業の栄誉を讃えるとともに、表彰の対象となった事業の広報等に活用できるものとする。

【お問い合わせ】

文部科学省 総合教育政策局

地域学習推進課 青少年教育室 事業係

T E L : 03-5253-4111 [内線2971]

E-mail : seisyone-jigyoku@mext.go.jp

U R L : https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/2026/index.html

令和８年度「青少年の体験活動推進企業表彰」審査基準

１．社会貢献の取組

活動を通していかにして社会に貢献するか、そのねらいの明確さ、工夫、及びその成果 等

２．教育的配慮

活動における教育的ねらいの明確さ、そのねらいに応じたプログラムデザインの工夫や子供たちへの関わり方の工夫、及びその成果 等

３．本業との関連性

本業（技術や資産、人材 等）を活用することで活動を充実させる工夫や、活動を通して得られた成果を本業に活用する工夫、及びその成果 等

４．地域社会やステークホルダーとの関連性

情報収集や情報発信における工夫、関係者を巻き込む工夫、及びその成果 等

５．社内理解への配慮

経営層の理解を得ることや会社を横断的に巻き込む工夫、及びその成果 等

６．新規性・発展性

新規性や先駆性（特に新たに取り組む活動において重視）、もしくは、これまでの実践や成果をもとにしたＰＤＣＡ等改善の取組や発展の過程（特に過去から実践を重ねてきた活動において重視） 等

令和8年度「青少年の体験活動推進企業表彰」特別賞審査基準

特別賞にエントリーしている場合のみ、記載内容について、下記の観点において審査を行う。

1. スペシャルニーズに関する取組

活動におけるねらいの明確さ、達成のための工夫及びその成果 等

2. 地域や青少年教育団体等との連携

連携先を含めた事業体制、継続性の確保のための工夫、実施に際しての工夫及びその成果 等